

# OBA MJ Feature Article II

## 市民と協働する弁護士(最終回)

### 第10回 憂うべき国に生きて

#### —田中幹夫会員の取組み—

## 18期

18期です。1966年4月に大阪弁護士会に入会しました。人権擁護委員会の委員長になるのですが、最初は、他の委員会でした。当時、人権擁護委員会は、人気の高い委員会で入りたい人が多く、いきなり入るのが困難でした。委員長のときに、頼もしい若手が入っていました。今度の会長の石田法子会員もいました。

大学時代に、社会保障・社会福祉法の故佐藤進先生(日本女子大学・立正大学・新潟青陵大学名誉教授)に教わったことから、社会保障・社会福祉に関心がありました。

大阪で開かれた1977年の第20回人権擁護大会で、「社会保障と人権—憲法25条をめぐる裁判の現状と課題」との題でシンポジウムを開催しました。堀木訴訟や朝日訴訟などで社会的関心が高かった時代で、社会保障について初めてのシンポジウムだったと思います。

1996年に、ホームヘルパー派遣訴訟を担当しました。介護が必要な88歳の老母に対して、週に2回のヘルパー派遣では、個人の尊厳を守れないとして、派遣回数増加を大阪市に求めた訴訟です。社会保障裁判はなかなか勝てないのですが、訴訟を提起することで市民的関心呼び起こし、行政にも強いインパクトを与えるのです。新井章弁護士も「体験的憲法裁判史」の中でそのように書いておられます。

この裁判も敗訴でしたが、かなり市民的共感をいただき、最終的に大阪市はヘルパーの派遣回数を増やしました。

滋賀県のサングループ事件で弁護団の団長を務めました。川下清会員は当時人権擁護委員会の福祉部会の部長でしたが、多くの部会員とともに弁護団に副団長として参加しました。

私が個人的なついでで頼んだ人もいて団員は40名、実績は20名くらいの大世帯となりました。私は裁判を通じて障害者の人権を確立する市民運動につなぎたく、日本

各地をまわって講演したり、いろんな企画もしたのですが、運動拡大にはいたりませんでした。

それでも、裁判の際は東京や近県から駆けつけてくれた方もいて力づけられたものです。会員で黙ってカンパを出された方もおられます。

サングループ事件では原告たちと弁護士の交流が、新聞記者が驚くくらい良くできていたと思いますが、私の力量が不足していたため、両事件とも市民との協働などという磁場にはできませんでした。

## 旧児童福祉法48条

かつて、教護院(現児童自立支援施設)に在籍する児童は、学校教育の対象から外され、教護院(前同)では不良性を除くことを目的として小学校・中学校に準ずる教科の指導がなされるというものでした(旧児童福祉法48条)。それで元教護院の院長だった故小嶋直太郎氏は、教育を受ける権利の保障という点から、制度改正のために奔走されていました。私は同氏と知り合って意気投合し、日弁連人権擁護委員会を紹介し、同委員会から前条の違憲性を指摘してもらいました。その結果、永い永い道のりでしたが、現在では法改正がなされ就学の義務が法に明記されるに至っています。

## 教育・研究

1972年から、花園大学、中央福祉学院、京阪奈社会福祉専門学校の非常勤講師を各10年ずつ務めました。「福祉と法」というテーマです。社会保障法学会では、福祉の大学の先生と仲良くなりました。佐藤進先生から紹介を受けて、ジュリストなどにもいくらか論文を書きました。

## 現在の社会福祉

1980年代に、政府と財界は、財政上の危機を理由に、福祉の抑制を打ち出しました。その一連の流れの中で、公的責任の放棄が進められていると思います。



そのような中、現在の社会福祉は、福祉を商品化して市場原理の下に契約の対象にしたのです。これにより何よりも福祉の心が失われて、福祉の切り捨てと福祉水準の切り下げが行われました。福祉は、がらがらと音をたてて崩れています。

## 福祉と平和

福祉の後退については、別の意味においても、危惧を有しています。歴史上、福祉を犠牲にしてから戦争が始まってきました。障害者は国にとって不必要というのがナチスの論理だったことは有名なことです。福祉を守ることは、平和を守ることでもあるのです。

今、日本は戦争ができる国になりつつあります。でも、働けない障害者は生きてるだけで美しいのです。福祉的就労で働くことを生きがいにしている障害者もいます。社会福祉基礎構造改革により障害者の人権は侵害されたままですが、それは私たちの責任です。

## 市民後見制度

大阪府社会福祉協議会の運営適正化委員会の第1期委員長としてしょっちゅう府下の福祉施設を訪問していま

した。そこで痛感したのは高齢者や知的障害者の後見人になっている弁護士が、利用者の不服を真剣に受けとめず、面会にあまり来ていないということでした。施設職員も、後見人が誰だか知らないという人が多くいました。今ではそういうことがない、と信じたいです。

現在、成年後見に関して、市民のための市民成年後見制度を作ろうとしています。奈良の社会福祉法人青葉仁会には設立時から関与して、現在は理事ですが、そのメンバーとともに進めています。現在、知的障害者を持つ親などが安心できるような後見の仕組みを作ろうとしています。被後見人に寄り添う優しい人を後見人にして、貧しい人でも後見制度を利用できるようにしたいのです。兵庫県でも知人が同じ発想で後見のためのNPOを立ち上げ、私も理事になっています。福祉の心をつらぬいて実績をあげ、家庭裁判所の硬直した頭をやわらげたいと念じています。

自分では、福祉に携わることは基本的人権を守る弁護士の義務だと思っています。もちろん、弁護士が業務として、この分野に進出することを否定するものではありません。ただし営業的感覚で仕事するって淋しいことではありませんか。

## 晩年仕様

実家の福井市にいるときに、戦災にあいました。インパール作戦で戦死した小学6年の担任、中学のときに出会った航空隊の若い将校から受けた虚無感（特攻前だったと思います）、父の機転で生き延びた福井大空襲で見た数多くの焼け焦げた死体、焼夷弾の直撃を受けた家族のことが忘れられず40代で自殺した友人等々。戦争の悲惨さは忘れられません。生きているうちに、戦争のことはまとめて書こうと思っています。

人が人らしくあるために、ということで社会保障や社会福祉の勉強をやってきたのです。人が人でなくなる戦争なんてやってはいけません。

研修所の入所式で故大月伸元日弁連会長が「弁護士は貧しく生きて惨めに死ぬものだ」とおっしゃったことを思い出します。崩壊した今の社会で美しき晩年など望むべきではありませんが、惨めには消えたくはありません。せめて心豊かに時の曠野を彷徨したいものです。

(Interviewer : 阿部秀一郎 / Photo : 武田)